

市民後見センター

ほ っ と

ニュースレター

発行 令和4年9月1日
発行者 NPO法人 市民後見センターほっと
理事長 井上 博司
〒284-0043 千葉県四街道市めいわ2-9-8
TEL 043-312-7298
FAX 043-312-7098
URL <https://www.kouken-hot.com/>
E-mail office@kouken-hot.com

第 14 号



<第二期成年後見制度利用促進基本計画について>

令和4年3月25日に、第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～が閣議決定されました。

第二期計画は、令和4年度から令和8年度の5か年計画です。

今期の計画では、尊厳のある本人らしい生活を支える方策として本人の意思決定支援や権利侵害の回復支援が提示され、権利擁護支援推進のためには権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化などがうたわれています。

この中で市民後見人が多く関わるのは本人の意思決定支援でしょうか。

良い支援とは、本人が望むことをそのまま実現することか、周りの人間が本人に良かれと思うことを実現することか、両者の折衷がいいのかこのあたりは難しい問題ですね。

実務に携わる中で“解”を見つけていきたいと思えます。



(理事長井上博司)

<ほっとの活動>

1 総会開催報告

第9回通常総会を、以下の日程・議題で開催しました。

令和4年6月12日(日)・四街道市内 わろうべの里

【議題】

- ① 令和3年度事業報告・決算報告
- ② 令和4年度事業計画・予算について

③ 任期満了に伴う役員改選について

議題は、いずれも承認されました。



<ほととの活動>(続)

2 代表者改選

任期満了に伴う役員改選が行われたことにより、理事会の互選で選任する代表者の任期も満了となったため、臨時理事会を、以下の日程で開催し、代表者の選任を行いました。

令和4年7月6日(水)

Zoomによるウェブ開催

【結果】

新理事長には、井上博司が重任となり、先日、重任登記を済ませました。

3 研修報告

7月度の定例会に合わせ、会員研修を行いました。

令和4年7月10日(日)・わろうべの里

講師：菱沼晴代様(FPIC)

【テーマ】

- ① 情報管理の重要性
- ② 文書管理の方法等について



<高齢者施設等について>

前13号の <介護サービスについて>で介護サービスを受けたい場合の対応、介護施設に入所したい場合、四街道市内の介護施設の概要を紹介しましたが、引き続き高齢者施設の説明をいたします。

○ 特別養護老人ホーム(以下「特養」とする)

(1) 特養の意義

特養とは、常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、生活全般の介護を提供する施設です。

ここでは、入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

(2) 特養の特徴

特養は、公的な施設の中でも数が多く、比較的費用が安いのが特徴です。入所希望者も多く、申込みをしてもすぐに入所できるとは限りません。看取りの対応も可能です。

(3) 特養の施設形態

「多床型」・「従来型個室」・「ユニット型個室的多床室」・「ユニット型個室」があります。

従来型は4人部屋が一般的で、2人部屋や個室もあります。

ユニット型は全室個室となっており、生活空間が仕切られてます。ダイニングや簡易キッチン、浴室、トイレなどは共有の施設が多く、10人ほどのグループに分けられ、介護を受けることとなります。

(4) 特養の別途利用方法

① ショートステイ

一時的に入所してその間に要介護者のお世話をしている家族の方が休みを取ることができる短期入所療養介護のこと。

② デイサービス

日帰りで利用する通所介護のこと。

※ ショートステイやデイサービスは、殆どの特養施設にあり、介護保険の給付対象となるサービスが受けられます。

(5) 特養の入所基準

原則として、要介護3以上の認定を受けた方。(2015.4 特養入所基準改定)

(6) 特養の種類・特徴・入居条件等

① 広域型特養

入所要件に、居住地の制限がありません。一般的な特養がこれに当たります。

ほかの特養と同様に、医師・看護師・介護支援専門員・機能訓練指導員などが、必ず配置されております。

定員は、30人以上と大きめの施設が該当します。

要介護3以上の方が、入居条件となります。

② 地域密着型特養

サテライ型：本体施設の近隣にあり、設置基準や人員基準が緩和されている。

単独型：本体施設がなく、少人数でアットホーム的である。

※ サテライト型、単独型ともに、施設がある市町村に住んでいることが条件となり、定員は29人以下の比較的小規模の施設が該当します。

これらについても、要介護3以上が入居条件となります。

※ 人員配置基準等が緩和されており、医師・生活相談員・介護支援専門員などの配置が省略できます。

③ 地域サポート型特養(在宅介護)

在宅介護生活を送る地域高齢者の方々が、できる限り長く在宅での自立した生活を送れるよう、生活援助員が24時間・年中無休で見守りや援助を行うサービスが該当します。

サービス内容としては、生活援助員による日中時間帯の訪問のほか、夜間の看護師による相談や、緊急時の対応があります。



(7) これからの特養等の需要予測

① 介護・医療の需要増予測

2025年には、団塊世代が、後期高齢者となるところから、介護や医療の更なる需要増が予想されます。

② 地域包括ケアシステムの構築の推進

高齢化が進む中で、住み慣れた地域で、できる限り長く暮らしを続けられるよう厚生労働省が住まいや医療・介護・介護予防・生活支援などを一体化として提供するために「地域包括ケアシステム」の構築を推進しております。

③ 特養の役割

特養は、そのような地域包括ケアシステムの「住まい」の部分で中心的役割を担っております。

また、施設介護だけにとどまらず、在宅介護を受けている要介護者向けに特養の介護サービスやノウハウを提供する地域サポート型特養が新たに登場したことにより、特養が地域での相談拠点、支援拠点としての役割が期待されております。



(次号では、別形態の介護施設等を紹介いたします。)

○ 市民後見センターほっとの特徴

1 毎月の事務報告や定期報告の徹底

毎月必ず、全会員から担当する案件の事務報告を複数の監査担当者あてに行わせ、活動内容や事務に誤りがないか、徹底チェックを実施しております。

更に、家庭裁判所への定期報告や指導を受けるなど、誤りのないシステム作りをし、皆様から信頼を受けられるための確実な後見業務を実施しております。

2 担当・副担当の配置

1 案件に対し、担当・副担当を配置して連携の徹底をし、ご本人様対応に支障が生じないようにしております。

3 理事会

原則として、毎月の定例会前に理事会を開催し、問題点の把握と対応の徹底を指示しております。

4 毎月の定例会

毎月、定例会を開催し、取扱い案件の報告を求め、全員で討議しあい、よりの確な対応ができるようにしております。

最近では、新型コロナ渦のなか、リモートを活用した定例会も実施しております。

5 監査の徹底・公正性の確保

監査は、部外監査人(税理士)に依頼し、公正な監査を実施し、これを常時ホームページに掲載して、公正性の確保に努めております。



○ 賛助会員様等にご協力をお願い

特定非営利活動としての当法人ほっとの理念・活動内容にご賛同頂ける方は、

① 賛助会員

② ご寄付頂ける方

として、ご協力をお願い致します。

既会員の皆様には、引続きのご協力とご友人などへの勧誘をよろしくお願い致します。

皆様からのご芳志が当法人の活動に活用され、社会貢献の一環として生かされます。

1 賛助会員の場合

① 入会申込書をホームページからダウンロードして記載し郵送またはFAXでお送りください。若しくは

② メールアドレスあてまたはホームページ内 [お問い合わせフォーム](#)で、ご連絡ください。

賛助会員～個人 3,000 円

法人 10,000 円

2 ご寄付頂ける方

ご寄付頂ける方は、下記振込先に任意の額をお振込み頂き、当法人にお電話またはホームページ記載のメールで、ご連絡ください。

ご寄付額～任意の金額

3 振込先

千葉銀行 みなみ 四街道南支店

普通口座 3037133

名 義 (NPO法人市民後見センターほっと理事井上博司)あて。



お知らせ

(認知機能の衰えた方などのご相談)

- ① 当法人「ほっと」にお電話を！
- ② [第2日曜日わろうべの里](#)でも無料でお話を伺います(13時～) どうぞお気軽にご相談ください

編集後記

新型コロナ渦のなか、4回目の接種。このような状況下でも、社会全体が少しずつ元気を取り戻しているように感じております。

当「ほっと」も新たに2名の会員を得て、更なる発展を目指し、一同張り切っております。

川島 清